

## 農民運動と村落構造（上）

——長野県喬木村における部落有林野統一事業反対闘争を中心にして——

神 田 嘉 延

(1984年10月9日 受理)

The Peasantry Movement and Structure of the Village Community (Part I)

——Struggle against the Policy to deprive the Peasant Woodland on  
Village Community Property in Nagano Prefecture Takagimura——

Yosinobu KANADA

### 目 次

#### 序 章

#### 第一章 部落有林野統一問題の喬木村の特徴（本巻掲載）

- (一) 喬木村成立当時の分村問題と各部落の特徴
- (二) 部落有林野統一問題と地域経済の特徴
- (三) 明治末期部落有林野統一事業の県行政指導と村行政の対応

#### 第二章 部落有林野統一事業反対闘争と村落構造の変動（本巻掲載）

- (一) 部落有林野統一の村議会決定過程と村落支配の変動
- (二) 部落有林野統一事業反対闘争の展開と村落構造
  1. 村行政の「統一」林野の管理方法問題と「盗伐」事件
  2. 入会権確認等訴訟闘争の展開と部落住民の自衛
  3. 大島部落住民の拷問死問題と警察への闘い
  4. 部落有林野統一反対闘争と社会主義的運動との関係
- (三) 和解問題と部落有林野統一反対闘争の終末

#### 第三章 部落有林野統一事業反対闘争の社会・経済基盤（次巻掲載）

——喬木村大島部落を中心にして——

- (一) 山の管理運営と村落構造
- (二) 部落運営と生産組合
- (三) 部落有林野と農家経済
  1. 大島部落の農民層分解状況
  2. 養蚕業と農家経済
  3. 製材業と農家経済
  4. 薪炭業と農家経済
- (四) 部落結合と同族、親族結合
  1. 部落内神社統一問題と同族集団
  2. 村落構造と通婚圏

#### 補章 戦後における山問題と農家経済（次巻掲載）

## 序章 課題と方法

戦前の軍事的、半封建的な日本資本主義、絶対主義的天皇制官僚制のもとで、農民運動は近代的村落構造といかなる関係をもったのであろうか。この中で自治的機能を問題にする。戦前の村落構造の自治的機能を問題にすることは、農民の生活防衛的な主体的運動が基本であり、それは、半封建的な土地所有、絶対主義官僚制からの対抗的な側面での自治的機能の意味である。本稿の自治的機能とは、絶対主義的官僚制の中央集権化による地方制度の未確立の時期の村落共同体的諸関係の自生的な「自治」とは本質的に異なるものである。

本稿では、大正期から昭和初期の山村住民の部落林野統一事業反対闘争において、村落構造がいかなる関係にあったかを長野県下伊那郡喬木村の事例で問題にする。本稿で具体的事例として取り扱う喬木村大島部落は、薪炭、製材、養蚕のための無願開墾地等々、部落有林野、部落有地をぬぎにして、各々の農家経済が成り立たない状況であった。従って、部落有林野統一事業は、大島部落の農民にとって、死活問題となっていく。それは自からの生産手段・生活手段が奪われていく問題である。共同体諸関係の物的基礎となった部落有林野、部落有地の収奪に対する闘いは、部落ぐるみへと発展していき、従前の村落支配構造も大きく変化させていくのである。各農家経済の商品生産の発展が、大島部落の場合、部落有林野、部落有地を基礎にして展開しているため、その発展が、共有的性格を分割地への発生へと導き、私的所有へと発展して階層分解を逐げていく可能性をもっていく。これは、具体的には、共有林野の脱落地、切畑の私有化の要求となつてあらわれていく。しかしながら、天皇制絶対主義の行政権力によって、更に、警察機構も動員しての強権的な部落有林野統一事業は、農民層分解によって部落内部に階層的矛盾が存在していても、部落有林野、共有地を防衛していく側面が前面に出され、解体しつつある共同体的諸関係を動員して部落ぐるみの闘いを行なっていくのである。

本稿の調査研究地である喬木村大島部落は、農業経営、林業経営は、単一ではなく、養蚕、製炭、用材、稲作と多様な経営を行なっていた。部落内では、それぞれ生産組合を作り、階層間の格差も存在していた。また、部落有林野、共有地のかかわりあいも、必ずしも各家ごと均一ではない。一方では、200貫養蚕農家、製材経営の富農的発展の層と、他方では、没落しつつある小農民的経営を維持するために、共有林野に深く根をはった製炭業を行なう農家層と大きく分かれていた。前者の層は、部落有林野統一事業反対闘争において、妥協的な条件付統一派であり、後者は、徹底抗戦派になっていく。農民層分解視点をもって、本稿は分析をしていく必要がある。

大正期の喬木村大島部落では、薪炭組合（御料林の入札権利組合）、木炭組合（技術改良、検査）、伴野会（組合製糸伴野館の部落組織）の部落内の生産組合が存在していた。共有林野の管理運営の山惣代は、部落内において大きな権限をもっていたのである。生産組合の発展によって、山惣代の機能も相対的に部落内で低下していくが、しかし、必ずしも直線的に後者の発展によって、前者が部落内で権限の低下を招いていくものでない。それは、部落有林野、共有地を媒介として、それぞ

れの商品生産物が成り立っていたからである。そこでは、小商品生産に対応する部落経済組織と共有林野を基盤とする共同体的諸関係と重層的な関係が存在していた。絶対主義的天皇制の行政指導による部落有林野統一事業の中では、前者の部落内経済組織は後者と深くかかわりながら維持せざるをえない。以上のような重層的関係の視点から村落構造を問題とする。

絶対主義天皇制の行政機構の末端組織としての部落を単位とした区会の存在は、部落有林野統一事業反対闘争の中では、実質的に機能しえなかったのはいうまでもない。大正6年以降村議会による形式的な部落有林野統一によって、大島部落の農民は、警察機構との闘いも大きな課題となっていく。村長による盗材届、入山禁止命、実力測量等は、警察への拘留事件、拷問死事件等へと発展していき、警察の弾圧に対しての自衛組織が部落ぐるみで作られ、警察の改革運動へとも展開していく。入山禁止令の中においても、大島部落の農民は自衛組織を作り、あちこちの山仕事場への連絡網を置き、共有林野での製炭業、薪作りを継続したのである。警察にみつかつては、炭焼釜をたたきこわされるが、警察が帰っていくとまた作るということで製炭の生業を続けたのである。このような中で、無産新聞が普及して、リーダーによって会合等で記事の内容が紹介されていくのである。ここでは、明きらかに部落有林野の問題が、部落と部落の入会権をめぐる争いでなく、絶対主義天皇制の行政機構・警察機構に対抗するなかでの闘いになる。本稿の喬木村大島部落の部落有林野統一事業反対闘争における村落構造は、絶対主義天皇制の村落支配の対抗の意味をもったのである。

ところで、明治末期以降の部落有林野統一事業は、町村財政の物的基盤の確立、地主の町村税の負担軽減という地主的な要求による地方改良運動と結びついて展開された。そこでは、地主的な経済要求が存在していた。本稿での喬木村における部落有財産統一事業反対の運動は、4部落（近世行政村の範疇）の山惣代総親方兼寄生地主家の名義で部落有財産の村への売渡しから始まっている。4部落の山惣代総親方の解任闘争は、4部落総ぐるみの地主宅の包囲によって成し遂げている。また、地元部落出身の村会議員は、山惣代総親方兼在村の寄生地主に加担したということで村八分にされている。このような中で、部落の支配構造が大きく変化していくのである。

山惣代総親方、村会議員、部落の役員がこの事件を契機として、入れ替わっていく、M家は、大正6年の部落有財産の村会での総一決定時は、水田6町1反7畝、畑2町4反5畝、雑地6町3反5畝、宅地1256坪をもつ地主層であるが、その土地所有は、必ずしも同一部落内に耕地を所有していない。とくに、部落有林野反対闘争の中心になった大島部落、氏乗部落では、自作農を中心にしており、M家との地主、小作関係を強くもっていない。大島部落においても養蚕業等における土地集積がみられるが同一部落内での耕地所有でなく、他部落になっている。ここでは、村落の支配構造において、地主と小作関係が直接的に結びついていないという特殊性があるのである。つまり、土地所有の関係が部落の支配関係に結びついていないという特殊性を特記しておかねばならない。4部落の中においても、近世行政村の中で本村にあたる部落においては必ずしも前記の部落と同一でなく、在村地主の村落支配構造が部落の地主と小作関係を結んでおり、土地所有関係と部落支配

が有機的に有機的に結びついている。本稿での部落有財産統一対闘争に村落構造が大きな役割を果たしていることが以上のような特殊性のあったことを見逃がしてはならない。従って、本稿での事例が戦前の寄生地主制の中での小作争議や農民運動に一般性をもつことを意味するものでないことはいうまでもない。しかし、村落構造が一定の条件のもとで、農民運動を推進していくうえで大きな政治的エネルギーの動員になったことは重要な事実である。

山惣代総親方兼地主のM家は、大正年間に資本金20万円の竜東索道会社を設立して、索道経営に乗り出していくのである。ここには、立木の流水利用や木炭の背負出しに対する資本家的な近代経営の意図があったのである。しかし、索道経営は失敗していく。

ところで、部落有財産統一を要求していく町村行政支配側の内在的論理として、村会で統一を決定した大正6年段階の地域経済の状況把握が不可決である。明治43年の部落有財産統一事業の県行政指導から大正6年まで統一事業が行政的にも遅れているのは、県行政指導の強弱の側面からばかりでなく、喬木村の村行政側が要求する内在的論理からみていかねばならないからである。この場合、地域経済の把握と部落有林野をめぐる歴史的特殊性が基本になる。歴史的特殊性は、近世からの各部落間の入会をめぐる問題や村行政の合併問題などから考えていかねばならない。

喬木村の場合の特殊性は、部落有財産をもつ部落が近世行政村では4部落の範囲をもち、また、その4部落においても、本村と枝郷、御料林の見廻り役部落等それぞれ部落間ごとの矛盾をもって存在していたのである。また、部落有財産をもたない近世行政村と部落有財産をもつ4部落の近世行政村との争いは、絶えまなく起きている。それは入会をめぐる問題である。

明治期以降、喬木村において、部落有林野をもたない部落は、いち早く合村の要求が強く出されていく。喬木村は、明治7年に下からの合村願いで成立しているが、他方、部落有財産をもつ4部落内においては分村願いが出ていくのである。以上のような歴史的特殊性に規定されて、大正6年段階の地域経済の状況と絡んで村行政の内在的論理から部落有財産統一事業が行なわれていくのである。

ところで、絶対主義天皇制の地方制度の整備の論理からの部落有財産の統一を無視する訳ではない。明治22年の町村合併は、絶対主義天皇制の地方制度の確立という内容をもっているが、町村制を財政的に強化していくという側面からみるならば、部落有林野統一事業は、町村制の物的基盤整備として、その延長として位置づけられる。そして、各部落間における相互対立を体制的に整備して、部落の独自性をなくして、より行政機構の末端化していく要求をもっていたのである。それは、絶対主義天皇制の中央集権化を農民の日常生活まで貫徹させていく区会制の積極的利用である。しかしながら、中央集権化の整備、地主制、地域経済の発展の側面からみるならば、明治22年と明治43年段階とは明きらかに異なる。更に、本稿での喬木村の部落有財産統一事業の村会決定の大正6年段階になれば、そのことは一層明きらかである。部落有林野統一事業の行政指導が町村まかせの明治40年代の時期の段階と大正5～6年段階の行政官の増員による県直接行政指導とは農民と行政の対抗関係からみるならば明きらかに質が異なっていく段階である。

歴史的に形成されている各部落間の林野をめぐる矛盾は、各部落の相互矛盾として町村行政に反映していく。町村まかせの部落有林野統一事業の遂行が容易にいかないのもそのためである。喬木村のように部落有林野の問題が複雑に部落間の利害として存在していたところではなおさらである。部落の連合的行政から絶対主義天皇制の地方制度としての町村行政の整備は、国家、県の行政機構の整備充実はもちろんであるが、下から内在的に支えられるものとして、寄生地主的、問屋制的な地域経済の条件が喬木村のような場合では必要であった。寄生地主、問屋層による下からの町村整備の充実要求が明治後期に本格的に現われていくのが現実の歴史であった。

ところで、町村制施行期から日本近代村落を典型の画期として、行政末端機能としての区、独自の自治機能としての部落、近隣的生活機能としての講の三者を村落機能の三局面構造として展開する安孫子麟氏は、明治末年までの部落有財産をもつ部落の独自自治機能を注目している。「部落の独自の自治機能は、内容からいえば多様である。そのなかでも注目されてきたのは、いわゆる部落有財産の管理利用機能や、水利組合の下部機構としての部落機能などである。本来任意団体としての部落には、法人格が認められないから共有主体とはなり得ないのであったが、明治末年まで、現実に部落の所有・管理利用が行なわれてきたことは、とりもなおさず部落の独自の自治機能の存在を示すものであった」<sup>1)</sup> さらに、同氏は、部落有財産統一は、地主によって進められることが多いことや、それによって、部落の独自機能が失われ、町村下部機構となっていくことを次のようにのべているのである。「部落有財産の統一は、地主によって進められることが多かった。地主の基盤は、もはや部落に限定されるものでなかったから、これを町村に集中して支配するとともに、林野の収益で町村税負担が少なくなれば、もっとも利益を受けるのは地主なのであった。同時に地主は、この統一の過程で、部落有地の一部の切取り（払下げ）を行ない、自己の所有にしていくことが多かった。……部落有財産統一は、単に町村財政の確立（内務省の見解）、資源保護（農商務省見解）といった面だけでなく、村落構造からいっても、部落の独自の機能を支えていた経済的基盤を変えるものであった。部落は、ますます町村下部機構となり、独自の機能を失ってきた」<sup>2)</sup>。本稿の喬木村においては、部落的な組織が部落有林野統一事業反対闘争に大きな役割を果し、地主層等による統一推進に抵抗を示していく。安孫子氏の指摘する地主に対する防衛的な組織の対抗は、農民経営の発展による自主的な組織（農事奨励組合や産業組合）では決してなかった<sup>3)</sup>。むしろ養蚕業の発展による富農的志向をもった層は、部落有林野統一反対に妥協的な層であったのである。すでにのべたように、本稿の部落自治機能は、農民運動とのかかわりであり、絶対主義的天皇制の地方制度整備の対抗論理であり、農民の生活防衛的な自衛組織的な自治機能であり、部落有財産の管理利用機能から独自の部落の自生的な自治機能ではない。従って、安孫子氏の前記の指摘する内容とも重複する部分はあるが、必ずしも同一ではない。

「近代日本における農民支配の史的構造」として菅野正氏の実証的研究に基づくすぐれた業績があるが、そこでは、「明治以降、敗戦にいたるまでのわが国の農民ならびに村落支配の構造は、資本主義発達の特殊性に規定された官僚制的支配と名望家支配の結合的定着、および資本主義の発展

